

電子部品等製造業を営んでおり、原発事故により旧緊急時避難準備区域（広野町）所在の工場への立入が禁止された申立会社について、原発事故時には仕掛品であった製品を立入禁止が解除された後に完成させたところ、原発事故による風評被害や工場への立入禁止期間中に仕様が変更された等のため、取引先から引き取られなかった製品に係る財物損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

財物損害

（申立人福島工場（福島県双葉郡広野町〇〇）の財物損害）

10,106,297円

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目についての和解金として、申立人に対して金10,106,297円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年9月17日

（仲介委員 高井章光）